12 少年司法

(1) 少年法の適用年齢の引き下げについて

2015 (平成 27) 年 6 月 17 日、公職選挙法が改正され、選挙権を有する者の年齢が 18 歳に引き下げられた。そして、「公職選挙法等の一部を改正する法律」附則 11 条が、「国は、国民投票の投票権を有する者の年齢及び選挙権を有する者の年齢が満 18 歳以上とされたことを踏まえ、…民法、少年法その他の法令の規定について検討を加え、必要な法制上の措置を講ずるものとする。」と規定していることを受け、2015 (平成 27) 年 9 月 24 日、自民党政務調査会は、少年法の適用年齢も 20 歳未満から 18 歳未満に引き下げるべきとの提言を政府に提出した。

これを受け、法務省は、「若年者の刑事法制の在り方に関する勉強会」を実施し、少年法の適用年齢引き下げを含む若年者の刑事法制の在り方についての検討を開始し、2017 (平成 29)年2月9日、法務大臣が法制審議会に対し、「少年法の適用年齢引き下げの是非を含めた若年層に対する刑事法制の在り方」について諮問した。法制審議会は、少年法・刑事法(少年年齢・犯罪者処遇関係)部会(以下「法制審部会」という。)において検討を継続してきたところ、2020(令和 2)年8月6日、法制審部会において、「とりまとめに向けたたたき台」(以下「たたき台」という。)が示された。なお、これに先立ち、2020(令和 2)年7月30日、自民党・公明党の与党・少年法検討プロジェクトチームが、「少年法の在り方についての与党 PT 合意(基本的な考え方)」(以下「与党 PT 合意」という。)を公表した。

まず、上記提言においては、民法をはじめとする各種法律において、「大人」と「子供」の範囲を画する基準となる年齢が満 18 歳に引き下げられることを踏まえ、国法上の分かりやすさといった観点から、少年法の適用年齢も引き下げることが適当であるとされている。しかし、法律の適用対象年齢は、各法律の趣旨や目的に照らして、法律ごとに個別に検討されるべきものであり、選挙権年齢や民法の成年年齢と必ずしも連動すべきものではない。また、現行少年法は有効に機能しており、刑法犯少年は、2004(平成 16)年以降、年々減少傾向にある。さらに、少年は、未成熟で発達途上にあり、可塑性が高いため、教育的処遇による効果が期待できる。これらのことから、日弁連をはじめとし全国の弁護士会は、少年法の適用年齢の引き下げに反対してきた。

今回の「たたき台」においては、18歳及び19歳の者についても、全ての事件を家庭裁判所に送致し、家裁調査官の調査や少年鑑別所の鑑別を実施した上で、保護観察処分や施設収容処分等を行い、家庭裁判所が刑事処分を相当と認めたときは検察官に送致して起訴するという現行少年法に近い枠組みを採用することを提案している。この点は、大きく前進したものであり、最終的にもこの枠組みは維持されるべきである。

しかし、いわゆる原則逆送事件(少年法 20 条 2 項)の対象範囲を短期 1 年以上の新自由刑 (懲役及び禁錮)の罪にも拡大すること、推知報道について公判請求された後は禁止が解除されること、ぐ犯を対象としないことなど、現行少年法を大きく後退させる提案もあり、これらの点は許容すべきではない。

いわゆる原則逆送事件については、現行少年法では、「故意の犯罪行為による被害者を死亡させた罪の事件」と限定しているところ、この範囲を拡大することは、家庭裁判所において心

身鑑別や調査官調査等によるきめこまやかな対応を行い、少年の立ち直りを図る現行少年法の趣旨を没却するものである。また、推知報道の一部解禁については、18歳及び19歳の者の社会復帰を極めて困難にするものである。そして、ぐ犯を対象としないことは、罪を犯していないが将来的に罪を犯すおそれなどがある者について、適切な時期に必要な処遇や働きかけを受けられなくなり、更生の機会が失われるおそれがある。

従って、これらの点については、「たたき台」の内容が反映されるべきではない。

加えて、「たたき台」においては、18歳及び19歳の者を少年法の適用対象とするか否かについては、「年齢区分の在り方やその呼称については、今後の立法プロセスにおける検討に委ねるのが相当である」とされ、結論を出していない。他方、与党PT合意においては、18歳、19歳を少年法の適用対象とすることを明言している。18歳及び19歳の者についても、未成熟で、可塑性が高く教育的処遇による効果が期待できることは言うまでもない。従って、最終的なとりまとめでは、18歳及び19歳の者を少年法の対象と明示すべきである。

(2) 国選付添人制度の対象事件の範囲の拡大について

2014 (平成 26) 年の少年法「改正」(同年 6 月 18 日施行)により、国選付添人制度の対象事件は、「死刑又は無期若しくは長期が 3 年を超える懲役若しくは禁錮にあたる罪」に拡大された。

しかし、他方で、検察官関与制度の対象事件も国選付添入制度の対象事件と同じ事件にまで拡大された。さらに、少年刑の厳罰化が図られ、不定期刑の短期の上限は5年から10年、長期の上限は10年から15年に引き上げられ、無期刑の緩和刑の上限も、10年から20年の有期刑に引き上げられた。

少年法は、少年の成長発達権の保障を理念とするものであるが、検察官関与制度対象事件の拡 大及び少年刑の厳罰化は、上記理念に反するものである。

すなわち、少年審判に、検察官が関与することにより、少年が委縮し、真実を語らなくなる可能性がある上、予断排除の原則や伝聞法則の適用がないため、成人以上に不利な立場に立たせることになる。また、少年刑の厳罰化は、少年を長期にわたり社会から隔絶させることになるため、社会復帰が困難となり、かえって少年の更生や再非行防止を妨げる恐れがある。

改正法の運用においては、上記理念が維持されていること、少年の更生及び再非行防止に十分 に配慮されていること等を確認していく必要がある。

また、国選付添人制度の対象事件は拡大したものの、付添人選任の要否は家庭裁判所の裁量に 委ねられている。従って、今後は、速やかに必要的国選付添となるよう法律改正を求めていくべ きである。さらに、今後は、少年鑑別所に収容されたすべての少年に国選付添人の選任の保障が されるよう法律改正を求めていくべきである。

(3) 被害者等の少年審判傍聴について

2008 (平成 20) 年の少年法「改正」(同年 12 月 15 日施行)により、被害者等による少年審判の傍聴を許すことが出来る制度が導入された。

上記制度では、犯罪少年または触法少年(12歳未満を除く。)に係る事件で、故意の犯罪行為により被害者を死傷させた罪、刑法 211条(業務上過失致死傷等)の罪の事件について、被害者等から審判の傍聴の申出がある場合、裁判所は、少年の年齢及び心身の状態、事件の性質、審判

の状況等を考慮して、少年の健全な育成を妨げるおそれがなく相当と認めるときは、被害者等の 傍聴を許すことができるものとされた(少年法 22 条の 4)。

この点、少年審判は、懇切を旨として、和やかに行うものとされ(少年法22条1項)、かつ非公開としている(少年法22条2項)。これは、少年審判においては、和やかな雰囲気の中で、少年が率直に話をし、自己の非行について内省を深め、更生することが期待されているからである。

被害者等の少年審判の傍聴は、被害者と少年を直接対面させることになるため少年を委縮させたり、被害者等を意識した審判となることで少年審判の雰囲気が変容してしまうなど、本来の少年審判の目的が阻害されてしまう可能性がある。

そこで、上記の弊害が生じることなく、また、少年の健全育成の理念を損ねることのないよう、 被害者等の少年審判傍聴が、適切に運用されることを確認していく必要がある。

(4) 新少年院法・少年鑑別所法の施行について

2014 (平成 26) 年 6 月、新たな少年院法及び少年鑑別所法が制定 (2015 (平成 27) 年 6 月 1 日施行) された。

これにより、少年院の種類が、従来の初等、中等、特別、医療の4種について、初等と中等が第1種、特別が第2種、医療が第3種となり、少年院で刑の執行を受ける者の収容施設が第4種とされた。

また、少年院が、保護観察所との連携のもと、在院者の帰住先の確保・就労等の支援等の社会 復帰支援を実施することとされた(少年院法 44条)。少年院を出院する少年の中には、帰る場所 がない者も少なくない。少年の更生及び再犯防止のため、上記の支援については、弁護士会とし ても積極的に関与していくべきである。

さらに、施設運営の透明性確保の観点から、すべての少年院及び少年鑑別所に視察委員会が設置された。視察委員会は、複数の外部有識者委員で構成され、うち一人は弁護士から選任されることになった。視察委員会の活動は、施設の第三者機関として、施設運営の状況を把握し、施設長に対して意見を述べることである。視察委員会の活動が充実したものとなるよう適任者を推薦するとともに、支援していく必要がある。